

前橋市道路標識条例新旧対照表

改正案			現行		
(案内標識の寸法) 第3条 市道に設ける案内標識のうち次の表の左欄に掲げる案内標識の寸法は、それぞれ同表の右欄に定める寸法を基準とする。			(案内標識の寸法) 第3条 市道に設ける案内標識のうち次の表の左欄に掲げる案内標識の寸法は、それぞれ同表の右欄に定める寸法を基準とする。		
案内標識		寸法	案内標識		寸法
種類	番号		種類	番号	
省略			省略		
非常電話	(116の4)	省略	非常電話	(116の2)	省略
待避所	(116の5)	省略	待避所	(116の3)	省略
非常駐車帯	(116の6)	省略	非常駐車帯	(116の4)	省略
省略			省略		
登坂車線	(117の3—A)	省略	登坂車線	(117の2—A)	省略
総重量限度緩和指定道路	(118の4—A)	省略	総重量限度緩和指定道路	(118の3—A)	省略
総重量限度緩和指定道路	(118の4—B)	省略	総重量限度緩和指定道路	(118の3—B)	省略
高さ限度緩和指定道路	(118の5—A)	省略	高さ限度緩和指定道路	(118の4—A)	省略
高さ限度緩和指定道路	(118の5—B)	省略	高さ限度緩和指定道路	(118の4—B)	省略
省略			省略		
2 省略			2 省略		
3 「駐車場(117—A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の4—A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の5—A・B)」及び「まわり道(120—A)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、第1項に規定する寸法(前項に規定するところにより横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。			3 「駐車場(117—A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3—A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4—A・B)」及び「まわり道(120—A)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、第1項に規定する寸法(前項に規定するところにより横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。		
4 「登坂車線(117の3—A)」及び「道路の通称名(119—A～C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、第1項に規定する寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。			4 「登坂車線(117の2—A)」及び「道路の通称名(119—A～C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、第1項に規定する寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。		
5～6 省略			5～6 省略		